



北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和4年8月22日

北海道市町村職員退職手当組合

組 合 長 宮 本 憲 幸

北海道市町村職員退職手当組合条例第3号

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年条例第2号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の
6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若
しくは第2項」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、
「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、
「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中
「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第5項において」に改
め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とす
る」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満
のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずる
ものとして規則で定めるところにより、市町村長にその旨を申し出たときは、
当該事業の実施期間（当該実施機関の日数が4年から第1項及び本項の規定に

より算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項を次のように改める。

6 削除

附則第16項を次のように改める。

16 削除

附則第23項中「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加える。

附則第28項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第38項から第47項まで」を加える。

附則第29項中「第5条の2」の次に「及び附則第42項」を加える。

附則第30項中「新条例第5条」の次に「又は附則第39項」を加える。

附則第31項中「同法附則第11条」を「同法附則第13条」に改める。

附則第37項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の10項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

38 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第38項」とする。

- (1) 令和5年3月31日現在における地方公務員法第28条の2の規定に基づく組合市町村の職員の定年等について定める条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）において定年を年齢63年とする者 63歳
- (2) 前号に掲げる者のほか令和5年旧職員定年条例において定年が年齢60年を超える者 令和5年旧職員定年条例において定める当該定年に相当する年齢

39 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（前項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第39項」とする。

40 前2項の規定は、令和5年4月1日以後における地方公務員法第28条の6の規定に基づく組合市町村の職員の定年等について定める条例（次項第2号において「令和5年新職員定年条例」という。）において、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第8条の規定に相当する定年の引上げに伴う経過措置について規定する場合において適用する。

41 附則第38項及び第39項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧職員定年条例において定年を年齢65年とする職員
- (2) 令和5年新職員定年条例において地方公務員法第28条の6第3項の規定に基づく定年の規定が適用される職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則

で定める職員

4 2 組合市町村の職員の給与等について定める条例において規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）附則第 8 項の規定による俸給月額の変更に相当する職員の給料月額の変更に、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

4 3 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 5 条第 1 項第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる者に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第 3 8 項各号及び第 4 1 項各号に掲げる職員以外の者（令和 5 年旧職員定年条例において定年を年齢 6 0 年とされていた者であって附則第 4 1 項第 2 号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては 6 0 歳とし、附則第 3 8 項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第 4 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては 6 5 歳とし、令和 5 年旧職員定年条例において定める定年の特例の規定の適用を受けていた者であって附則第 4 1 項第 2 号に掲げる職員にあつては令和 5 年旧職員定年条例における当該定年の特例の規定における年齢とし、附則第 4 1 項第 3 号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第 3 8 項各号及び第 4 1 項各号に掲げる職員以外の者（令和 5 年旧職員定年条例において定年を年齢 6 0 年とされていた者であって附則第 4 1 項第 2 号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては 6 0 歳とし、附則第 3 8 項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第 4 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては 6 5 歳とし、令和 5 年旧職員定年条例において定める定年の特例の規定の適用を受けていた者であって附則第 4 1 項第 2 号に掲げる職員にあつては令和 5 年旧職員定年条例における当該定年の特例の規定における年齢とし、附則第 4 1 項第 3 号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

4 4 当分の間、第4条第1項第4号及び第5号並びに第5条第1項第4号、第7号、第8号及び第9号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第38項各号及び第41項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例において定年を年齢60年とされていた者であって附則第41項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）	60歳
附則第38項各号に掲げる職員	附則第38項各号に定める年齢
附則第41項第1号に掲げる職員	65歳
附則第41項第2号に掲げる職員（令和5年旧職員定年条例において定める定年の特例の規定の適用を受けていた者に限る。）	令和5年旧職員定年条例における当該定年の特例の規定における年齢
附則第41項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢

4 5 当分の間、第4条第1項第4号及び第5号並びに第5条第1項（第1号及び第6号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 6 当分の間、第5条第1項第2号及び第5号に掲げる者であって附則第4

4 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）」とあるのは、「附則第 4 4 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 3 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 4 7 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に掲げる者であって附則第 4 4 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 10 条第 4 項、附則第 3 1 項及び第 3 7 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 10 条第 1 1 項の改正規定 令和 4 年 10 月 1 日

2 この条例による改正後の北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下「新条例」という。）附則第 3 7 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用

する。

3 新条例第10条第4項及び附則第3条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」とあるのは、「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項まで」とする。

第3条 新条例第10条第4項の規定は、附則第1条第3項に掲げる日以後に第10条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。